

～食品の表示についての新しい法律～

食品表示法

ができました！

食品の表示について定めた新しい法律「食品表示法」が平成27年4月1日から施行されました。

このパンフレットでは、食品表示法の概要、これまでの食品表示制度からの変更点、相談窓口等について解説します。



食品表示法の概要

【制定の経緯】

食品の表示は、これまで複数の法律に定めがあり、非常に複雑なものになっていました。このたび、食品衛生法、JAS法（旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び健康増進法の3法の食品の表示に係る規定を一元化し、事業者にも消費者にもわかりやすい制度を目指した「食品表示法」が平成27年4月1日から施行されました。

法令	食品衛生法	JAS法	健康増進法
目的	○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
表示関係	○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守 等	○製造業者が守るべき表示基準の策定 ○品質に関する表示の基準の遵守 等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守 等
表示関係以外	○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○都道府県知事による営業の許可 等	○日本農林規格（JAS規格）の制定 ○日本農林規格（JAS規格）による格付 等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○特別用途食品に係る許可 等

食品表示法に統合

食品表示法施行後も各法律に残る

【法律の目的】

- ・食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保すること。
- ・消費者の利益の増進を図り、国民の健康の保護・増進、食品の生産・流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産振興に寄与すること。

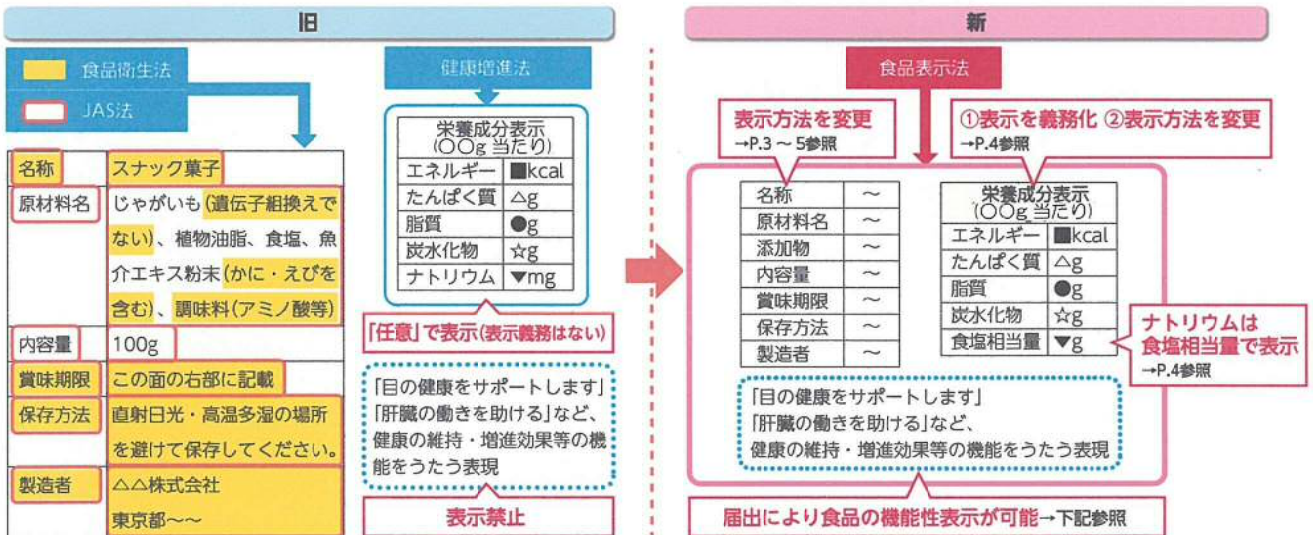
【主な変更点】

●栄養成分表示の義務化

これまで表示義務がなく、事業者が任意で行っていた栄養成分表示が義務化されます（一部除外あり。P.4参照）。

●「機能性表示食品」制度の新設

これまで健康の維持・増進をうたえる食品は栄養機能食品と特定保健用食品のみでしたが、企業の責任で科学的根拠に基づきこれらを表示できる第3の制度として、機能性表示食品制度が新設されます。



これまでの食品表示制度からの新規・変更点

新規 「機能性表示食品」

野菜や果物などの生鮮食品や加工食品、サプリメントなどについて、健康の維持・増進効果等を具体的に示すこと（機能性表示）ができるようになります。

機能性表示をするためには、食品に表示する内容（※）、食品関連事業者に関する基本情報（事業者名、連絡先等）、安全性・機能性の根拠に関する情報、生産・製造・品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を、販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出る必要があります。

機能性表示食品の届出や表示項目など、詳細については、下記消費者庁HPにてご確認いただくか、消費者庁にお問合せください（問合せ先：P.7）。

■機能性表示食品に関する情報（消費者庁HP） <http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

※機能性表示食品に必要な記載事項（一部抜粋）

- ①機能性表示食品である旨
- ②科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を有する食品が有する機能性
- ③栄養成分表示（1日の摂取目安量当たりの成分値を記載）
- ④1日の摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量 等、全16項目

変更点1 原材料名の表示方法

- 1 添加物と添加物以外の原材料がどちらかわかるように、「添加物」の項目名を設けて表示するなど、明確に区分して表示します。

	旧基準
原材料名	小麦粉、砂糖、食塩、膨張剤、香料



	新基準(表示の一例*)
原材料名	小麦粉、砂糖、食塩
添加物	膨張剤、香料

どれが添加物か、それ以外の原材料なのかわかりにくい。

※このほかに、添加物の項目を設けず、原材料名欄に記号(スラッシュなど)で区分して表示したり、改行して区分したりする方法があります。

- 2 これまで添加物と添加物以外の原材料を区せず重量順に表示することを定めていた、旧JAS法の個別の品質表示基準(パン類、食用植物油、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料)について、原材料の表示方法を他の加工食品と同様に、添加物と添加物以外の原材料を区分し、それぞれに占める重量の割合の高いものから順に表示することに統一します。

- 3 単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料(中間加工原材料)を使用する場合、構成する原材料を分割して表示することが可能になります。

3の例 ~「ココア調整品」について、構成する原材料を分割して表示する場合~

複合原材料 : ココア調整品

複合原材料中の原材料: 砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩

	旧基準
原材料名	小麦粉、ココア調整品(砂糖、ココアパウダー、その他)、バター、鶏卵、膨張剤



	新基準に基づき、複合原材料を分割して表示する場合
原材料名	小麦粉、バター、砂糖、鶏卵、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩 / 膨張剤

*「ココア調整品」では、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないため、構成する原材料を分割し表示した方がわかりやすくなることから、分割した表示が認められます。

変更点2 アレルゲンの表示方法

- 1 以下の2つの表示方法を廃止し、食品に含まれる特定原材料(※1)は全て表示します。

- ① その名称が、特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの(「特定加工食品」という。)
[例] マヨネーズ(含まれる特定原材料: 卵)、うどん(含まれる特定原材料: 小麦) など
- ② 特定加工食品の表記を含むことで、特定原材料を使った食品を含むことが予測できるもの(「拡大表記」という。)
[例] からしマヨネーズ、焼きうどん など

⇒ 新基準では、「マヨネーズ(卵を含む)」、「焼きうどん(小麦を含む)」などと表示する必要があります。

- 2 個々の原材料の直後に括弧書きする方法(「個別表示」という)を原則とし、表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合等、例外的に原材料の直後にまとめて括弧書きする方法(「一括表示」という)を可能とします。

【原則】 ~個別表示~

原材料名	A、B(卵・豚肉を含む)、C(大豆を含む)
------	-----------------------

【例外】 ~一括表示~

原材料名	A、B、C(一部に卵・豚肉・大豆を含む)
------	----------------------

- 3 一括表示する場合、全ての特定原材料を一括表示欄に表示します。

今後は、原材料に「卵」、「小麦(特定原材料)又は「たまご」、「コムギ(代替表記(※2))が表示されていても、一括表示欄に改めて「卵」、「小麦」の表示が必要となります。

※1: 「特定原材料」とは、アレルゲン表示対象品目のうち、特に症状が重篤な、または症例数が多い品目のこと。
平成27年4月1日現在、卵・乳・小麦・落花生・そば・えび・かきの7品目が定められています。

※2: 「代替表記」とは、特定原材料の記載と同一のものであると認められるもの。
[例] 卵→玉子、たまご、タマゴ、エッグ / 小麦→こむぎ、コムギ

変更点3 栄養成分表示の義務化・ナトリウムの表示方法

- 原則として、全ての消費者向けの予め包装された加工食品及び添加物に栄養成分表示を義務付けます。
なお、消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除されている事業者は、栄養成分表示の省略が認められます。また、当分の間、小規模事業者（概ね従業員が20人以下。商業、サービス業は5人以下）についても、栄養成分表示の省略が認められます。
- ナトリウムの量は食塩相当量で表示します。
任意でナトリウムを表示する場合は、ナトリウムの量の次に「食塩相当量」を括弧書きで表示します。
ただし、ナトリウムの表示ができるのは、ナトリウム塩を添加していない食品に限定されます。

変更点4 栄養強調表示の方法

- 低減された旨の表示（熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム）及び強化された旨の表示（たんぱく質及び食物繊維）には、基準値以上の絶対差に加え、新たに25%以上の相対差が必要となります。
- 強化された旨の表示をする場合（ミネラル類（ナトリウムを除く。）、ビタミン類）には、強化された旨の基準値以上の絶対差が必要となります。
- 糖類無添加、ナトリウム塩無添加に関する強調表示は、一定の要件を満たす必要があります。

強調表示の種類	補給ができる旨の表示（多いことを強調）			適切な摂取ができる旨の表示（少ないことを強調）		
	高い旨	含む旨	強化された旨	含まない旨	低い旨	低減された旨
強調表示に必要な基準	絶対表示		相対表示	絶対表示		相対表示
強調表示に必要な基準	・基準値以上であること		・基準値以上の絶対差 ・相対差（25%以上）※ ・強化された量（割合） 及び比較対象品名を明記	・基準値未満であること		・基準値以上の絶対差 ・相対差（25%以上） ・低減された量（割合） 及び比較対象品名を明記
強調表示の表現例	・高○○ ・△△豊富 ・××多く含む	・○○含有 ・△△入り ・××源	・○○30%アップ ・△△2倍	・無○○ ・△△ゼロ ・ノン×× ・☆☆フリー	・低○○ ・△△控えめ ・××ライト	・○○30%カット ・△△～g オフ ・××ハーフ
該当する栄養成分	たんぱく質、食物繊維、ミネラル類（ナトリウムを除く。）、ビタミン類			熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム		

※強化された旨の相対差（>25%）は、たんぱく質及び食物繊維のみに適用

変更点5 栄養機能食品のルールの変更

- 栄養成分の機能が表示できるものとして、新たにn-3系脂肪酸、ビタミンK及びカリウムが追加されます。
- 鶏卵以外の生鮮食品についても、栄養機能食品の対象範囲とします。
- 次の事項の記載が新たに必要（または変更）になります。
 - ① 栄養素等表示基準値の対象年齢、基準熱量に関する文言
 - ② 特定の対象者（疾患に罹患している者、妊産婦等）に対し注意を必要とするものは、当該注意事項
 - ③ 栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量当たりの成分値を記載
 - ④ 生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合、保存の方法を表示
（常温で保存すること以外に保存方法に留意点がないものは省略可）

変更点6 加工食品と生鮮食品の区分の統一

食品表示法施行前のJAS法と食品衛生法とで異なっていた食品の区分について、JAS法の考え方に基づいて区分が整理されます。

- 【例】簡単な加工（生干し、軽度の撒塩など）をしたもの（ドライマンゴーなど）
- ・旧基準（以前の食品衛生法）：アレルゲン、製造所所在地については表示義務対象外
 - ・新基準：加工食品の区分に整理したため、アレルゲン、製造所所在地が必要



変更点7 製造所固有記号の使用方法

原則として、製造所固有記号を使用せず、**製造所（又は加工所）の所在地、製造者（又は加工者）の氏名又は名称を表示**します。

ただし、同一製品を2以上の製造所で製造する場合のみ、**例外的に製造所固有記号を使用できますが、その場合は次のいずれかの事項を商品に表示する必要があります。**

- ① 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ② 製造所所在地等を表示したウェブサイトのアドレス等
- ③ 当該商品の製造を行っている全ての製造所所在地等

なお、業務用食品については変更はなく、2以上の工場で製造するか否かに係わらず、これまでと同様に製造所固有記号が使用できます。



*製造所固有記号については、消費者庁でデータベースを平成27年度に1年かけて構築することとしているため、**新基準に基づく製造所固有記号が使用できるのは平成28年4月1日から**です。なお、新しい製造所固有記号の運用が開始するまでは、旧基準に基づいた製造所固有記号の使用が認められます。

変更点8 表示可能面積が小さい食品の表示方法



これまで、表示可能面積が30cm²以下だった場合は省略可能だった**保存方法・消費期限又は賞味期限・アレルギー・L-フェニルアラニン化合物を含む旨**については、**省略不可になります**。そのため、表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合は以下の項目を**必ず記載することになります**。

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、アレルギー、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

変更点9 販売される添加物の表示方法

- ・一般消費者向けに販売される添加物：**新たに「内容量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示を義務化**します。
- ・業務用として販売される添加物：**新たに「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示を義務化**します。

変更点10 通知等に規定されている表示ルールの一部を表示基準に規定

通知等に規定されている以下の表示ルールを**基準に統合**します。

- ① 安全性の確保の観点から表示義務を課すべきもの（フグ食中毒対策の表示、ポツリヌス食中毒対策の表示）
- ② わかりやすさの観点から食品表示基準と通知等にまたがっているもの（栄養素等表示基準値、栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称の表示方法等）

経過措置期間について～旧基準の表示方法が認められる期間～

経過措置期間は、下表のとおりです。

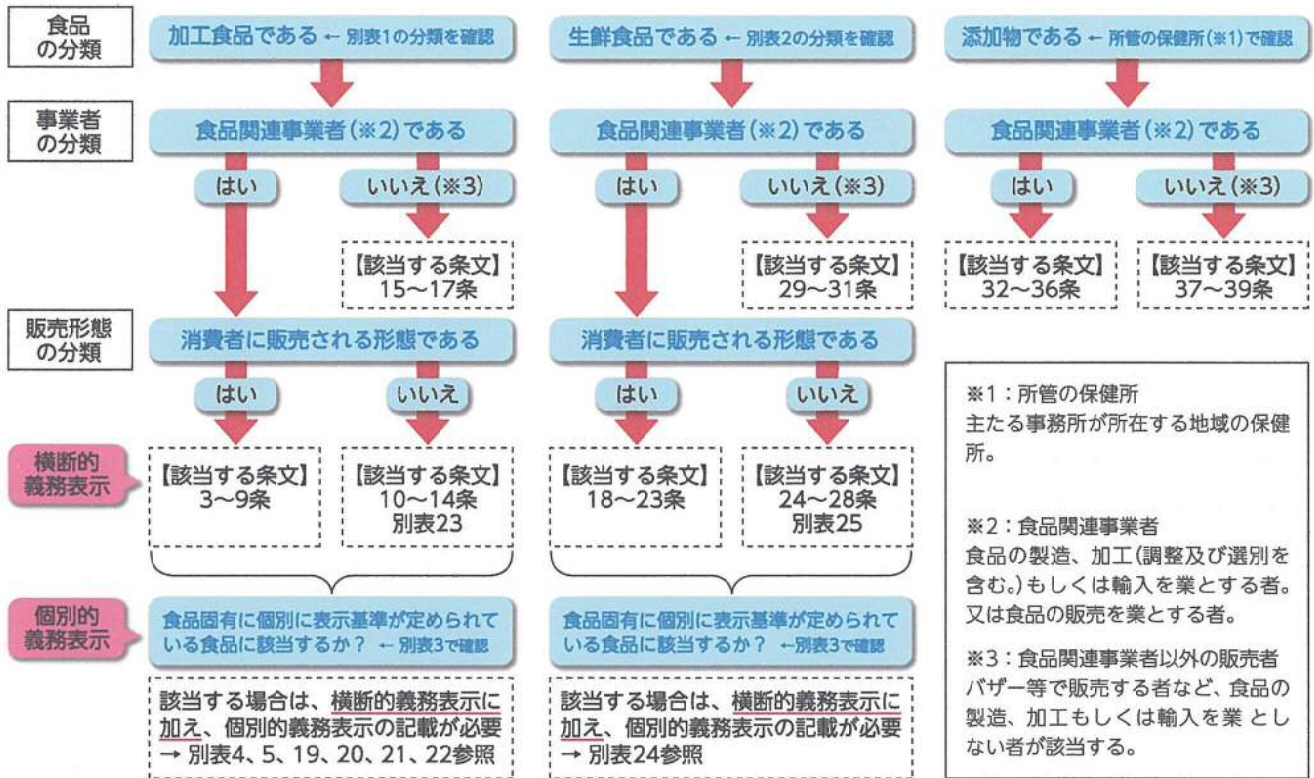
なお、経過措置期間中は、旧基準による表示も認められますが、**旧基準と新基準の表示方法が混在された表示は原則認められません**。

食品の区分	食品表示法施行前の旧基準による表示が認められる期間
加工食品（一般用・業務用）	平成32年3月31日までに… ・一般用：製造（又は加工・輸入）されるもの。 ・業務用：販売されるもの。
添加物（一般用・業務用）	
生鮮食品（一般用）	平成28年9月30日までに販売されるもの。 ※業務用生鮮食品については、経過措置期間はなく、平成27年4月1日から新基準に基づく表示が必要となる。

食品表示基準の読み解き方

食品表示法では、これまではJAS法、食品衛生法、健康増進法の3つの法律で定められていた食品の表示に関する様々な基準が「食品表示基準」として1つにまとめられています。そのため、食品の種類や扱う事業者によって、従うべき内容が基準のどこに記載されているかを、以下の流れにより適切に把握しましょう。

■食品表示基準掲載HP：<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>



食品表示基準の条文一覧

第1章 総則		第3章 生鮮食品				
1条	適用範囲 (飲食店などの場合は、一部を除き、適用対象外)	食品関連事業者	18条	横断的義務表示 (名称、原産地、遺伝子組換えなど)		
	2条		用語の定義	19条	個別的義務表示 (玄米・精米、食肉、乳、ふぐなど)	
第2章 加工食品			一般用	20条	義務表示の特例 (現地販売・無償譲渡、容器包装なしに係る特例規定)	
一般用	3条			1項	全ての食品に共通の表示 (名称、原材料名、保存方法など)	
				2項	一定の食品に共通の表示 (アレルギー、遺伝子組換えなど)	
				3項	表示の省略 (1項・2項の例外)	
	4条			個別的義務表示 (旧JAS法の個別の基準、食肉、乳製品など)	21条	任意表示 (栄養成分表示、栄養強調表示など)
	5条			義務表示の特例 (酒類、現地販売・無償譲渡に係る特例規定)	22条	表示の方式など (表示媒体、文字サイズなど)
	6条			推奨表示 (飽和脂肪酸、食物繊維)	23条	表示禁止事項 (横断的禁止事項、個別食品に係る禁止事項)
	7条			任意表示 (特色のある原材料、栄養成分表示、栄養強調表示など)	24条	義務表示 (名称、原産地など)
	8条			表示の方式など (様式、文字サイズ、製造所固有記号の表示箇所など)	25条	義務表示の特例 (外食用・現地販売用・無償譲渡用、容器包装なしに係る特例規定)
	9条			表示禁止事項 (横断的禁止事項、個別食品に係る禁止事項)	26条	任意表示 (栄養成分表示)
業務用	10条		義務表示	27条	表示の方式など (容器包装、送り状に記載できる事項など)	
			1項	横断的義務表示、個別的義務表示	28条	表示禁止事項 (23条1項に準用)
			2項	表示方法の例外	29条	義務表示 (名称、遺伝子組換えなど)
	3項		表示の省略	30条	表示の方式など	
	11条		義務表示の特例 (酒類、外食用・現地販売用・無償譲渡用などに係る特例規定)	31条	表示禁止事項 (23条1項に準用)	
12条	任意表示 (特色のある原材料、栄養成分表示など)	第4章 添加物				
13条	表示の方式など (容器包装、送り状に記載できる事項など)	食品関連事業者	32条	義務表示 (名称、添加物である旨、消費期限など)		
14条	表示禁止事項 (9条1項に準用)		33条	義務表示の特例 (無償譲渡に係る特例規定)		
上記以外の販売者	15条		義務表示事項 (名称、保存方法、消費期限など)	34条	任意表示 (栄養成分表示)	
	16条		表示の方式など	35条	表示の方式など (様式、文字サイズなど)	
上記以外の販売者	17条	表示禁止事項 (9条1項に準用)	36条	表示禁止事項		
			上記以外の販売者	37条	義務表示 (名称、添加物である旨、消費期限など)	
		38条		表示の方式など (様式、文字サイズなど)		
		第5章 雑則		39条	表示禁止事項 (36条に準用)	
				40条	生食用牛肉の注意喚起表示	
				41条	努力義務 (任意表示、書類の整備・保存に係る努力義務)	

【附則】 1条：施行期日 / 2条：現行の府令及び告示の廃止 / 3～4条：食品表示の経過措置 / 5条：処分、罰則等に係る経過措置

食品表示基準の別表の内容と由来する元の法律

別表又は別記様式	関連条項	分類	内容	表示事項 ※括弧内は由来する元の法律			
				衛生 (食品衛生法)	保健 (健康増進法)	品質 (JAS法)	
別表1	2条	食品の分類	加工食品の定義	○		○	
別表2	2条		生鮮食品の定義			○	
別表3	2条		定義			○	
別表4	3条	個別品目の表示	個別品目の横断的義務表示	○		○	
別表5	3条	表示禁止	名称規制			○	
別表6	3条	添加物	添加物の用途名	○			
別表7	3条		添加物の簡略名	○			
別表8	32条		名称の表示が不要な添加物	○			
別表9	3、7、12、34条	栄養表示	栄養成分の単位、測定法等		○		
別表10	3、18条		栄養素等表示基準値		○		
別表11	7、9、21、23条		栄養機能食品の表示可能成分、表示事項など		○		
別表12	7条		栄養成分の強調表示(高い、含む、強化)		○		
別表13	7条		栄養成分の強調表示(含まない、低い、低減)		○		
別表14	3条	アレルゲン	アレルゲン義務食品	○			
別表15	3条	原料原産地	原料原産地表示義務品目			○	
別表16	2条	遺伝子組換え	遺伝子組換え表示義務品目(農産物)	○		○	
別表17	3、9条		遺伝子組換え表示義務品目(加工食品)	○		○	
別表18	3、18条		遺伝子組換え義務表示品目(栄養改変)			○	
別表19	4、5条	個別品目の表示	加工食品の個別義務表示	○		○	
別表20	8条		加工食品の表示の様式・表示方法	○		○	
別表21	9条		牛乳の表示禁止事項(切り欠き)	○		○	
別表22	9条		表示禁止	加工食品の個別表示禁止事項	○		○
別表23	13条		業者間取引	業務用加工食品における容器包装に表示が必要な事項	○		
別表24	19、20、24、25条	個別品目の表示	生鮮食品の個別義務表示	○		○	
別表25	27条	業者間取引	業務用生鮮食品における容器包装に表示が必要な事項	○			
別記様式1	8条	表示の様式	加工食品の様式			○	
別記様式2	8、22、35条		栄養成分表示の様式		○		
別記様式3	8、22、35条		栄養成分表示の様式		○		
別記様式4	22条		精米及び玄米の表示の様式			○	

- ・衛生：食品衛生法で定められていた、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項
- ・保健：健康増進法で定められていた、国民の健康の増進を図るための、必要な食品に関する事項
- ・品質：JAS法で定められていた、食品の原材料、原産地その他食品の品質に関する表示の適正化を図るために必要と認められる事項

食品表示に関する相談窓口

法律	内容	問い合わせ先
食品表示法 ※機能性表示に関するご相談は消費者庁まで	品質事項 (原材料、原産地など品質に関する事項)	新潟市保健所 食の安全推進課 食品安全対策係 TEL 025-212-8230
	衛生事項 (アレルゲン、消費期限など衛生に関する事項)	新潟市保健所 食の安全推進課 管理係 TEL 025-212-8223
	保健事項 (栄養表示、保健機能食品など保健に関する事項)	新潟市保健所 食の安全推進課 管理係 TEL 025-212-8223
景品表示法 (不当景品類及び不当表示防止法)	商品やサービスの誇大な広告表示に関する相談	新潟県 県民生活・環境部 消費者行政課 TEL 025-280-5464
計量法	内容量の表示方法	計量検定所(三条地域振興局内) TEL 025-36-2240 新潟市消費生活センター TEL 025-228-8100
医薬品医療機器等法 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	医薬品的効能効果等に係る表示及び広告の相談	新潟市保健所 保健管理課 薬事指導係 TEL 025-212-8189

食品表示法に係る資料等は、消費者庁のページに掲載されています。御参照ください。

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

食品表示法 消費者庁

検索

発行：新潟市保健所 食の安全推進課 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 総合保健医療センター3階 TEL 025-212-8230
※東京都福祉保健局健康安全部食品監視課が作成したパンフレットをベースに作成しています。